

高岡市耐震改修促進計画(令和5年3月一部改定)の概要

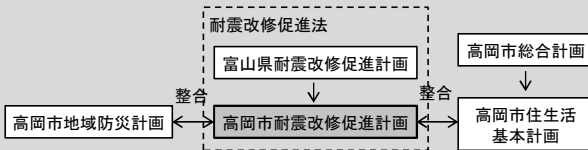
(平成20年5月策定、平成31年3月改定)

第1章 計画の目的と位置付け

1 計画の目的

震災から市民の生命及び財産を保護するため、市内の建築物の耐震化を図り、地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的とし、耐震化の目標と施策等を定める。

2 計画の位置付け



3 計画期間

令和15年度末まで

4 計画改定の背景等

- 耐震改修促進法施行令改正(平成31年1月1日)
→大阪府北部地震のブロック塀倒壊被害を踏まえた、通行障害防止のため
- 国の基本方針の改正(令和3年12月21日)
→耐震化率の目標見直し
- 富山県の耐震改修促進計画の一部改定(令和4年3月)
→耐震化率の目標見直し等

5 想定される地震の規模・被害の状況
本市への被害が大きいと想定される邑知潟断層帯での地震についての想定。

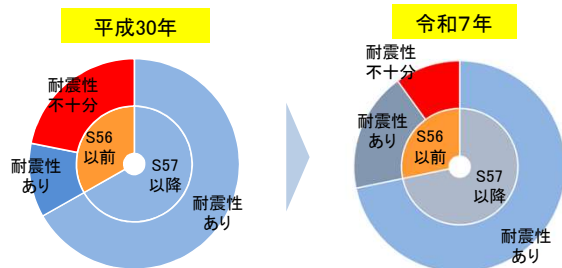
予測死者数	1,996名
負傷者	9,311名
全半壊等建築物	73,852棟

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅(※1)の耐震化の現状と目標

(※1)構造種別にかかわらず、戸建住宅、併用住宅、長屋、共同住宅等のこと。ただし、空き家は含まれない。

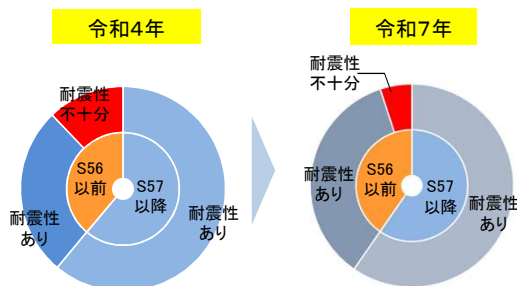
住宅	平成20年	平成25年	平成30年	令和7年 目標
総数	60,700	61,800	63,200	62,300
耐震性不十分	21,000	16,400	13,800	6,200
耐震化率	65 %	73 %	78 %	90 %



2 建築物(※2)の耐震化の現状と目標

(※2)多数の者が利用する用途で、主に階数3階以上かつ床面積1,000㎡以上のもの

建築物	平成19年	平成30年	令和4年	令和7年 目標
総数	806	851	748	778
耐震性不十分	312	108	91	39
耐震化率	61 %	87 %	88 %	95 %



第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の取組み基本方針

既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、市民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。本市においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

- 住宅の耐震化支援
 - 耐震診断、改修に対する支援事業
 - ブロック塀の撤去及び建替えに対する支援事業(R5実施)
- 建築物の耐震化支援
- 住宅・建築物に係る税制・融資制度・支援の周知

支援

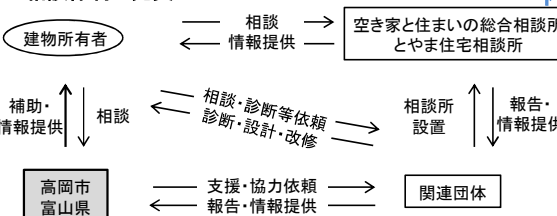
3 大地震に備えた事前対策の推進

- 地震時の総合的な安全対策
- 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備
- 倒壊等により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策
- 土砂災害や急傾斜地の崩壊への対策
- 密集住宅市街地における災害に強い居住環境の推進

事前対策

第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

1 相談体制の充実



体制

2 リーフレットや耐震改修工事事例集の活用等

リーフレットや広報紙、ホームページ、ケーブルTV、ラジオ等を活用し、耐震化にまつわるコスト、工法、支援制度等について情報提供を行う。

3 地震防災マップを活用した啓発活動

地震防災マップ等を活用した普及啓発活動に県と連携して取り組む。

ツール活用

4 耐震改修促進法改正に基づく耐震化促進策の周知等

- 耐震診断が義務付けられる大規模な建築物について
- 防災拠点施設について
- 避難路沿道建築物について
- 各種認定制度等による耐震化の促進

周知

4 リフォームにあわせた耐震改修の推進

リフォームにあわせた耐震改修の誘導を図る。

機会活用

5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動等

防災査察や定期報告の機会を活用し、多数の者が利用する建築物等の所有者へ、耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性について普及啓発を図る。

6 町内会等との連携

町内会等の自主防災組織などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

はたらきかけ

7 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組み

旧の耐震基準の住宅所有者へダイレクトメールを送付。診断実施者へ戸別訪問し改修につながるようフォローアップ。

8 所管行政庁との連携